

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

1 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は再診料 75 点を算定いたします。

2 コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行なった場合は、200 点を算定いたします。

※ 厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。
上記につきご不明な点はお相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名 池田 舜太郎

眼科診療経験： 6 年（令和 7 年 4 月現在）